

BSE対策に関する調査結果(平成24年3月末現在)

平成 24 年 7 月
厚生労働省食品安全部

1 調査の趣旨

SRM除去の徹底については、食品安全委員会が平成17年5月に取りまとめたBSE国内対策の見直しに関する食品健康影響評価の結果において、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的には実施することはリスク回避に有効である。」とされている。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理により日々、SRMの除去、廃棄及び焼却が行われているが、上記指摘を踏まえ、SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態調査を定期的に行うこととし、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前のせき髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後のせき髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的に調査を行うこととしたものである。

ピッシングについては、平成21年3月末にすべてのと畜場において中止されたことを踏まえ、平成21年4月より、と畜場法施行規則を改正し、ピッシングを禁止している。

2 調査結果

| 1 調査対象施設 | H24年3月末現在 | H23年3月末現在 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|
| 牛のとさつを行っていると畜場数 | 149施設 | 151施設 |
| めん羊又は山羊のとさつを行っていると畜場数 | 63施設 | 65施設 |
| 2 通常の牛のスタンニング方法 | | |
| (1)スタンガン(とさつ銃)を使用していると畜場数 | 141施設 | 143施設 |
| ① 弾の先が頭蓋腔内に入るもの | 140施設 | 142施設 |
| ② 弾の先が頭蓋腔内に入らないもの | 3施設 | 3施設 |
| (2)と畜ハンマーを使用していると畜場数 | 15施設 | 16施設 |
| その内、スタンガンと併用している施設 | 7施設 | 9施設 |
| (3)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数 | 0施設 | 0施設 |
| 3 牛のとさつ時の不動化の方法について | | |
| (1)電流、パルスによる不動化装置を使用 | 54施設 | 55施設 |
| (2)強力スタンナー使用による不動化 | 0施設 | 2施設 |
| (3)(1)及び(2)の併用 | 2施設 | 2施設 |
| (4)不動化装置は用いていない | 92施設 | 94施設 |
| (5)その他(ピッシング以外) | 2施設 | 5施設 |
| 4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について | | |
| ※背割りを行っていないと畜場数 | 4施設 | 4施設 |
| (1)基本的事項 | | |
| ① 鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収している | 145施設 | 146施設 |
| ② 回収したせき髄片を焼却している | 145施設 | 146施設 |

| | | |
|--|-------|-------|
| ③ 背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している | 145施設 | 146施設 |
| ④ 背割り後、せき柱中のせき髓を金属性器具を用いて除去している | 145施設 | 145施設 |
| ⑤ 除去後、高圧水により洗浄している | 145施設 | 146施設 |
| ⑥ と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着が無いことを確認している | 145施設 | 146施設 |
| (2)(1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数 | 135施設 | 133施設 |
| ① 背割りを正中線からずらしている | 8施設 | 8施設 |
| ② 背割り前にせき髓吸引機等を用いた除去を行っている | 128施設 | 131施設 |
| 5 牛の特定部位の焼却について | | |
| (1)特定部位の焼却について | | |
| ① と畜場内の施設で焼却している | 52施設 | 55施設 |
| ② 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している | 33施設 | 36施設 |
| ③ 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している | 16施設 | 16施設 |
| ④ 専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している | 49施設 | 46施設 |
| ⑤ 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している | 13施設 | 12施設 |
| (2)特定部位の焼却の確認について | | |
| ① 特定部位が確実に焼却されることを確認し、記録を保管している。 | 149施設 | 151施設 |
| ② 特定部位が確実に焼却されることを確認しているが、記録を保管していない。 | 0施設 | 0施設 |
| ③ 特定部位が確実に焼却されることを確認していない。 | 0施設 | 0施設 |
| ④ その他(処理実績なし) | 0施設 | 0施設 |
| 6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて | | |
| (1)と畜場内の施設で焼却している | 27施設 | 30施設 |
| (2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している | 8施設 | 8施設 |
| (3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している | 14施設 | 15施設 |
| (4)専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している | 11施設 | 10施設 |
| (5)専用の化製場以外の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している | 5施設 | 7施設 |
| 7 SRMに係るSSOPについて | | |
| (1)牛又はめん羊、山羊のとさつを行っている施設数 | 153施設 | 155施設 |
| ① SSOPは作成済みである | 153施設 | 155施設 |
| ② SSOPが作成されていない | 0施設 | 0施設 |
| (2)SSOPに基づく点検及び記録 | | |
| ① SSOPに定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管している | 153施設 | 155施設 |
| ② SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録していない | 0施設 | 0施設 |
| ③ SSOPに定められた頻度で点検を実施できておらず、記録も保管していない。 | 0施設 | 0施設 |
| ④ その他(処理実績無し) | 0施設 | 0施設 |